



バカ塗りの娘

ロケ地巡りツアー！ 津軽塗製作体験ワークショップ

©2023「バカ塗りの娘」製作委員会

「バカ塗りの娘」ロケ地巡りツアー

日時：令和5年11月11日(土)
9:45～17:15

行程：【集合・出発】JR弘前駅城東口駐車場(9:45～10:00)→
【見学】旧弘前市立三和小学校(30分)→【昼食】津軽あかつきの会(60分)→【外観見学】青木家(15分)→【見学】galleryCASAICO(30分)→【見学】松山漆工房(50分)→
【外観見学】旧弘前偕行社(15分)→【見学】あべフローリスト(10分)→【見学】弘前市立観光館(30分)→【解散】JR弘前駅城東口駐車場(17:15)

※ツアーの行程は予告なく変更となる場合がございます。
貸切バス会社：北星交通(株)

内容：映画「バカ塗りの娘」の撮影に協力したFCスタッフと共にロケ地を巡るツアー。撮影秘話や一般公開していないロケ地紹介、津軽塗職人による講話、劇中で登場した「津軽あかつきの会」による津軽伝承料理の昼食等、このツアーでしか味わえない内容です。映画のロケ地を巡って皆さんも作品の世界に入ってみませんか？

ガイド：坂本 昇也、工藤 紀康(弘前フィルムコミッションスタッフ)

募集人数：15名(最少催行人数 1名)

旅行代金：5,000円(税込)(バス代・昼食代含)

企画：青森県

旅行企画・実施：(公社)弘前観光コンベンション協会

津軽塗製作体験ワークショップ

日時：令和5年11月25日(土)
13:30～15:30

場所：弘前市立観光館 多目的ホール

内容：津軽塗の模様のひみつを 座学、模様付け体験、研ぎ出し体験を通して解き明かしてみませんか？

① 座学

津軽塗についての説明：(10分)、道具・手板のご紹介：(10分)

② 模様付け(仕掛け)体験

コースターへの模様付け体験(40分程度)

③ お箸の研ぎ出し体験

津軽塗りのお箸の研ぎ出し体験(1時間程度)

※研ぎ出し体験をしたお箸は、後日仕上げを行った上でお手元に送付いたします。

※内容は予告なく変更となる場合がございます。

講師：①・②：小松 勇氏、鳴海 藍氏(青森県産業技術センター弘前工業研究所)

③：北畠 栄理子氏(漆髹)、大瀬 歩氏(漆歩)、木村 崇宏氏(macomacco)、今 立氏(今漆器工房)

募集人数：15名

参加料：2,000円(税込)(材料費・送料含)

企画：青森県

協力：青森県産業技術センター 弘前工業研究所

事業実施：(公社)弘前観光コンベンション協会

【お申し込み方法】お申し込みはホームページでどうぞ。

ご予約：「津軽まちあるき」のホームページで！<https://machi-aruki.sakura.ne.jp>

青森県知事登録旅行業第3-133号 (一社) 全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱管理者 井澤智映子
公益社団法人 弘前観光コンベンション協会

TEL 0172-35-3131
(受付時間9:00～17:00/土日祝休み)



バカ塗りの娘

ロケ地巡りツアー・津軽塗製作体験ワークショップ



「青木家」でのシーン



「旧弘前市立三和小学校」でのシーン



「galleryCASALCO」でのシーン



「旧弘前借行社」でのシーン



「津軽あかつきの会」出演シーン



「松山漆工房」でのシーン

©2023「バカ塗りの娘」製作委員会

【お申し込み方法】お申し込みはホームページでどうぞ。

ご予約：「津軽まちあるき」のホームページで！ <https://machi-aruki.sakura.ne.jp>

TEL 0172-35-3131 (受付時間9:00~17:00/土日祝休み)



ご旅行条件書 お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書及び同法第12条5に定める契約書面を兼ねております。

この旅行は、弘前観光コンベンション協会（以下「当協会」という）が企画実施するものであり、この旅行に参加されるお客様と当協会との旅行契約は各コースに記載されている条件の下記の旅行条件及び当協会が定める旅行業約款（募集型企画旅行契約）によります。

- 旅行代金のお支払い
こちらの旅行商品は現金のみの取り扱いとなります。旅行代金は旅行当日にお支払いください。
- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に記載された 交通費、食事代、観光の代金（入館料・ガイド料）、消費税等諸税です。
- 取消料
お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解消することができます。取消・変更に関わる受付時間は当協会の営業時間内となります。

旅行開始日の前日から起算して	取消料
7日前～2日前の解除	旅行代金の30%
前日の解除	旅行代金の40%
当日の解除	旅行代金の50%
無連絡の不参加・旅行開始後の解除	旅行代金の100%

お客様のご都合ですでお申込みのコースや出発日を取り消され、新たにお申込みになる場合、またお申込みの人数の一部の人数を取り消される場合も、旅行代金に対してお一人様につき取消料の対象となります。

- 旅行案内・旅行代金の変更
当協会は、天変地異、暴動、官公署の命令、遅延など、当初の運行計画によらないサービスの提供、その他当協会の関与しない事由により旅行代金を変更することがあります。
- 当協会の責任及び免責事項
①当協会は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当協会の故意または過失

によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限りです。手荷物の損害については、14日以内に通知があった場合に限り、お一人様15万円を限度として賠償します。

- ②当協会は、お客様が次に事例する事由により損害を被られたときは責任を負いません。
 - 1) 天変地異、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 2) 運送等サービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 3) 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 4) 自由行動中の事故
 - 5) 食中毒
 - 6) 盗難
 - 7) 運送期間の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

●旅行の取りやめ
お申込み人員が各コースに記載した最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取り止める場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算して7日前までに旅行の中止する旨を通知します。

- お客様の責任
お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当協会の申し立てに反する行為により当協会が損失を被った場合は、お客様から損害の賠償を申し受けず。

●特別補償
当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規定に定めるところにより、お客様が旅行中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、賠償金および見舞金をお支払いいたします。ただし、その損害が疾病、お客様の故意、酒酔い運転または危険な運転中の事故によるものであるときは、当協会は上記の補償金および見舞金をお支払いいたしません。

- 旅程保証
①当協会は、パンフレットに記載した契約内容の内、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～3%の所定の率を乗じた変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、又補償金額が1,000円未満の時はお支払いいたしません。なお当協会はお客様の同意を得て、金額による変更補償金の支払いに代えこれと相応の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 1) 旅行開始日または旅行終了日の変更
- 2) 入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地的変更
- 3) 運送期間の等級または設備のより低い料金のものへの変更
- 4) 運送期間の種類又は会社名の変更

- 5) 2次に掲げる変更の場合は、変更補償金のお支払いはいたしません。ただし次の [5] [6] の事由がオーバーブッキングによるときは、同補償金をお支払いいたします。
- 6) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天変地異
- 7) 暴動
- 8) 暴動
- 9) 官公署の命令
- 10) 欠航、休業等運送期間のサービスの停止
- 11) 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

- 12) 旅行参加者の生命または身体安全確保のために必要な処置
- 13) その他

- ①その他この旅行条件による他、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部の定めるところによります。
- ②当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ③このパンフレットは2022年12月1日現在を基準としております。

●旅行業務取扱責任者
旅行業務取扱責任者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

個人情報の取扱いについて
①当協会及び受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この旅行契約では、[1] 当協会の商品サービス、キャンペーン等のご案内 [2] 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い [3] 各種アンケートのお願い [4] 特典サービス提供等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

②当協会は、当協会が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどお客様へのご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。当協会は、営業案内、催し物案内等ご案内、ご購入いただいた商品発送のために、これを利用していただくことがあります。

■旅行企画・実施

青森県知事登録旅行業第3-133号 (一社) 全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱管理者 井澤智映子
公益社団法人 弘前観光コンベンション協会

〒036-8588 弘前市大字下白銀町2-1 TEL.0172-35-3131 FAX.0172-35-3132

募集型企画旅行実施可能エリア/弘前市・平川市・鱒ヶ沢町・鶴田町・板柳町・藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村・つがる市・大館市